

## **[事案 2020-140] 契約無効等請求**

・令和3年4月12日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、契約の無効および既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

腰椎すべり症により約2週間入院し手術を受けたため、平成30年6月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され給付金が支払われなかったが、以下の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。それが認められないのであれば、解除を無効として入院・手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 募集人は、自分の勤務先の病院の昔からの患者であり、募集人の診療時間中に勧誘され、断りづらく契約した。申込時には、同席していた営業所長から催促されたため、午後の診療前の時間がない中で、早く帰ってほしくて手続した。
- (2) プレドニンは蕁麻疹が出たときに自分で頓服しただけで、リリカは告知後に服用を始めているので、いずれも告知義務違反ではない。
- (3) 平成28年3月に、CTで腰椎すべり症疑いの読影所見を得て、他の病院で腰部MRIを受けたことは事実であるが、診断確定は令和2年10月であり、告知義務違反ではない。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人による勧誘も申込手続も、土曜日午後の休診時間に行われており、募集状況に問題はない。
- (2) 申立人は、告知時点から過去5年以内に、プレドニン、リリカの投薬を7日以上受けていることを告知していないが、調査会社の報告書によると、申立人の配偶者である申立人の勤務先の院長の回答では、申立人に対し平成10年3月から平成31年2月まで不定期にプレドニンを処方し、平成28年のMRI検査によって腰椎すべり症と分かってからリリカを処方している。
- (3) 申立人は既往症である腰椎すべり症を告知していないが、仮にこの告知義務違反がなかったとしても、平成28年のMRI検査で腰椎すべり症の読影所見を得ているため、責任開始期前に発症していると考えられるので、入院・手術給付金は支払われない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人および営業所長に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、既払込保険料の返還について、募集人による勧誘行為が不法行為といえる程度の社会通念を著しく逸脱した態様等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。また、告知義務違反による契約解除の無効および入院・手術給付金の支払いについては、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 調査会社の報告書によれば、申立人は、告知日から過去 5 年以内にプレドニンおよびリリカの投薬を 7 日以上受けていたことがわかるものの、事情聴取で申立人は、調査会社の報告書に記載されている内容を明確に否定している。
- (2) この点、プレドニンおよびリリカにかかる診察・検査・治療・投薬に関する医療記録は証拠提出されておらず、事情聴取で申立人は提出するつもりがないことを明言している。また、MRI 検査の医療記録の提出もなく、腰椎すべり症の発症について経過を確認することも困難である。
- (3) このような状況下においては、当審査会が的確な事実認定を行うことは著しく困難または不可能である。